ロ　障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）	
(1)　区分１	
(一)　利用定員が10人以下の場合	787単位
(二)　利用定員が11人以上20人以下の場合	529単位
(三)　利用定員が21人以上の場合	410単位
(2)　区分２	
(一)　利用定員が10人以下の場合	726単位
(二)　利用定員が11人以上20人以下の場合	483単位
(三)　利用定員が21人以上の場合	374単位
ハ　重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1)　授業の終了後に行う場合	
(一)　利用定員が５人の場合	1,744単位
(二)　利用定員が６人の場合	1,458単位
(三)　利用定員が７人の場合	1,255単位
(四)　利用定員が８人の場合	1,101単位
(五)　利用定員が９人の場合	982単位
(六)　利用定員が10人の場合	887単位
(七)　利用定員が11人以上の場合	681単位
(2)　休業日に行う場合	
(一)　利用定員が５人の場合	2,024単位
(二)　利用定員が６人の場合	1,694単位
(三)　利用定員が７人の場合	1,457単位
(四)　利用定員が８人の場合	1,280単位
(五)　利用定員が９人の場合	1,142単位
(六)　利用定員が10人の場合	1,032単位
(七)　利用定員が11人以上の場合	804単位
ニ　共生型放課後等デイサービス給付費	
(1)　授業の終了後に行う場合	427単位
(2)　休業日に行う場合	551単位
ホ　基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1)　基準該当放課後等デイサービス給付費(I)	
(一)　授業の終了後に行う場合	530単位
(二)　休業日に行う場合	654単位
(2)　基準該当放課後等デイサービス給付費(II)	
(一)　授業の終了後に行う場合	427単位
(二)　休業日に行う場合	551単位
注１　イ及びハの(1)については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後に、指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基	

（新設）	
ロ　重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1)　授業の終了後に行う場合	
(一)　利用定員が５人の場合	1,329単位
(二)　利用定員が６人の場合	1,112単位
(三)　利用定員が７人の場合	958単位
(四)　利用定員が８人の場合	842単位
(五)　利用定員が９人の場合	751単位
(六)　利用定員が10人の場合	679単位
(七)　利用定員が11人以上の場合	577単位
(2)　休業日に行う場合	
(一)　利用定員が５人の場合	1,608単位
(二)　利用定員が６人の場合	1,347単位
(三)　利用定員が７人の場合	1,160単位
(四)　利用定員が８人の場合	1,020単位
(五)　利用定員が９人の場合	911単位
(六)　利用定員が10人の場合	824単位
(七)　利用定員が11人以上の場合	699単位
（新設）	
（新設）	
注１　イの(1)又はロの(1)については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合	